

教育委員会臨時会議事日程

令和2年8月20日(木) 午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について
学校の校地管理業務委託における不適切な事務処理について

3 審議案件

教委第24号議案 「令和元年度実績 横浜市教育委員会点検・評価報告書」について
教委第25号議案 令和2年度一般会計予算案(9月補正)に関する意見の申出について
教委第26号議案 横浜市学校保健審議会臨時委員の任命について
教委第27号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について
教委第28号議案 職員の人事について
教委第29号議案 教職員の人事について

4 その他

令和2年8月20日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○8/7 学校再開後の学校の状況に関する意見交換会

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○学校の校地管理業務委託における不適切な事務処理について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 学校・児童の様子

(1) 夏季休業明けの児童生徒の様子

- ・コロナを理由に欠席したり、欠席する児童生徒が増加したりする様子はない。
- ・全体として元気に登校している様子が見られる。
- ・感染症対策のために換気を行うことで、校内が大変暑い。エアコンの設定温度を極力下げても、温度計が30度以上を示す。上層階にその傾向が強い。
- ・暑さ対策のため、体育の授業を実施せず、休み時間の外遊びを行わない等の対応をとっている。
- ・登下校中のマスク非着用、水分補給、日傘の使用、ミストシャワーの設置等、家庭や地域の協力を得ながら、各学校で対策を講じている。

(2) 部活動の状況等

ア 中学校・義務教育学校後期課程

- ・「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」に基づき、段階的に開始しており、夏季休業明けからは、週4日以内、1日あたり2時間（休日は3時間）以内の制限の中で活動している。
- ・8月1日（土）より、同一区内等、近隣校との対外試合や合同練習等を可とした。各区中学校体育連盟が主体となって、各競技・種目ごとに、主に最終学年の生徒の引退の機会として、学校を会場として感染予防措置を講じたうえで実施した。
3年生生徒は充実した様子が見られ、保護者からは感謝の声が届いている。
- ・8月以降は特に、感染症対策に加えて熱中症対策に注意を払っており、WBGT計や熱中症アラート等を注視して活動している。

イ 高等学校

- ・「横浜市立学校部活動ガイドライン」に基づき、活動している。
- ・神奈川県高校野球大会が8月1日（土）から、また、神奈川県高等学校軟式野球大会が8月12日（水）から開始。
- ・県高体連主催の代替大会は、8月以降、19競技で順次開催。

2 夏季休業期間における学校閉庁日の設定状況

教育委員会事務局では、8月3日から8月16日の期間を、市主催の行事や研修を行わない「学校閉庁期間」としてしています。当該期間中は、各学校の判断で日直を置かない「学校閉庁日」を設定できることとしており、約99%の学校が設定しました。

3 教職員の研修について

- ・花咲の研修室で行う集合研修は、安全に関わる研修等、集合する必要があるものを除き、原則、中止またはeラーニング等で実施しています。局内各課・室が行ったeラーニングの研修は8月末時点で、約446件です。今後は今年度作ったeラーニングの効果の検証や更新などの作業が必要になります。
- ・新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波への備えとして、6月に「WEB会議システム(Zoom)」活用研修を実施しました。集合研修は135校が参加、サポートツールを利用した学校は約400校で、教職員と児童生徒をつなぐコミュニケーションツールとして、先進的に取組んでいる学校の実践事例等を聞き理解を深めました。
- ・8月には「YouTube」、「ロイロノート・スクール」の端末等の操作や活用事例等についての研修を実施予定です。

4 給食・昼食について

(1) 小学校給食

ア 実施日程

- ・7月は、1日(水)～22日(水)にかけて、計16回実施しました。
- ・8月(夏休み明け)は、24日(月)から給食を再開します。

イ 学校の様子

- ・各学校とも、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」記載の感染症対策を、学校の実態に合わせて具体的な運用に落とし込んで実施しています。

<例> 給食当番が給食室に取りに行く時間を、学年ごとにずらして密を避ける。

配膳台の配置や器を受け取るための並び方を、学級の人数に応じて調整する。

など

- ・教職員について、子どもたちへの目配りやおかずの取り分けなど、特に担任教諭の取り組むべきことが多く、ご自身が食べる時間が限られてしまう状況もあるようですが、担任外の教員等と協力するなど、学校ごとに工夫して対応しているとのこと。
- ・子供たちは落ち着いて静かにおしゃべりをせずに食べるなど、ガイドラインに沿った対応が行われているとのこと。会話は無くとも、みんなと一緒に食事ができることを喜んでくれているようです。

(2) 中学校昼食（ハマ弁）

ア 実施日程

- ・ 6月15日（月）から昼食を再開し、7月は、1日（水）～31日（金）まで、昼食（ハマ弁）を実施しました。
- ・ 8月は、夏休み明けの17日（月）から昼食を再開し、ハマ弁を提供しています。

イ 学校の様子

- ・ ハマ弁は実施の有無を学校単位、学年単位で設定することができ、学校の実情に応じて、生徒が安心して昼食を食べることができる環境が整えられています。
- ・ 配膳の過程での感染防止に努め、食べる際には机を向かい合わせにしないなど、座席の配置を工夫し、会話を避けるようにしています。

＜例＞ ハマ弁の配膳、回収時には、前後の間隔を取り、配膳スタッフとの接触機会を極力減らすよう、各学校の実情に合わせて配膳の工夫をする など

5 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告以降、教職員の感染者は4人です。感染症拡大防止のため、区福祉保健センターによる積極的疫学調査や学校内の濃厚接触者の特定状況に応じ、休校や学級閉鎖等の措置を行いました。濃厚接触者は全員陰性であり、感染拡大は生じていませんでした。感染事例を踏まえ、感染予防・感染拡大防止の取組をさらに徹底するように通知しました。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は6人、児童生徒の感染者は18人となっています。

横浜市立学校教員の新型コロナウイルス感染について

横浜市立学校教員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

1 当該職員に関する情報

- (1) 年代：20歳代
- (2) 性別：女性
- (3) 職種：特別支援学校教員（非常勤）
- (4) 居住地：横浜市
- (5) 同居家族：あり
- (6) 経過：7月7日（火）平熱、出勤。帰宅後、発熱（発症日）
7月8日（水）平熱。自宅療養。医療機関受診。夜、発熱
7月9日（木）平熱。自宅療養
7月10日（金）平熱。出勤
7月11日（土）平熱（12日（日）も同様）
7月13日（月）平熱。出勤
7月14日（火）平熱。出勤。鼻閉感あり。
7月15日（水）平熱。出勤。鼻閉感あり。
7月16日（木）平熱。出勤。鼻閉感あり。帰宅後、医療機関受診。抗原検査陽性
- (7) 当該教員の行動
日頃からマスクを着用していました。 ※給食時間中の喫食時を除く。
- (8) 濃厚接触者について
濃厚接触者につきましては、区福祉保健センターが調査中です。

2 学校としての対応

7月17日（金）は臨時休校としました。以降については、調整中です。
学校の消毒については、区福祉保健センターの指導に基づき、実施済みです。

3 市立学校教職員の感染状況（7月17日現在の累計）

3人目

<参考>

市職員の感染状況（7月17日現在の累計）

11名

人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

お問合せ先

(教職員に関すること)	教育委員会事務局教職員労務課長	山下 隆幸	Tel 045-671-3227
(学校としての対応に関すること)	健康教育課長	永井 隆	Tel 045-671-3234

横浜市立学校教員の新型コロナウイルス感染について

横浜市立学校教員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

1 当該職員に関する情報

- (1) 年代：20歳代
- (2) 性別：男性
- (3) 職種：特別支援学校教員（非常勤）
- (4) 居住地：神奈川県内（横浜市外）
- (5) 同居家族：あり
- (6) 経過：7月29日（水）平熱。出勤。退勤後、保健所から濃厚接触者の連絡、検査指示あり。
帰宅後、発熱。
7月30日（木）発熱。医療機関受診。抗原検査陽性
- (7) 当該教員の行動
日頃からマスクを着用していました。 ※給食時間中の喫食時、昼食時を除く。
- (8) 濃厚接触者について
濃厚接触者につきましては、区福祉保健センターが調査中です。

2 学校としての対応

7月31日（金）は臨時休校とします。
学校の消毒については、区福祉保健センターの指導に基づき実施します。

3 市立学校教職員の感染状況（7月30日現在の累計）

4人目

<参考>

市職員の感染状況（7月30日現在の累計）
13名

人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

お問合せ先

(教職員に関すること)	教育委員会事務局教職員労務課長	山下 隆幸	Tel 045-671-3227
(学校としての対応に関すること)	健康教育課長	永井 隆	Tel 045-671-3234

横浜市立学校教員の新型コロナウイルス感染について

横浜市立学校教員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

1 当該職員に関する情報

- (1) 年代：20歳代
- (2) 性別：女性
- (3) 職種：中学校教員
- (4) 居住地：横浜市
- (5) 同居家族：なし
- (6) 経過：7月26日（日）発熱。薬服用後解熱し、午後出勤
7月27日（月）発熱、頭痛、味覚障害あり、自宅療養（以降、現在まで同様）。
医療機関受診
7月29日（水）医療機関を受診し、PCR検査指示あり。
7月31日（金）PCR検査実施
8月1日（土）PCR検査陽性
- (7) 当該教員の行動
日頃からマスクを着用していました。
- (8) 濃厚接触者について
区福祉保健センターによる積極的疫学調査の結果、濃厚接触者はいませんでした。

2 学校としての対応

臨時休校はありません。
学校の消毒については、区福祉保健センターの指導に基づき実施済みです。

3 市立学校教職員の感染状況（8月2日現在の累計）

5人目

<参考>

市職員の感染状況（8月2日現在の累計）

16名

人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

お問合せ先			
(教職員に関する事)	教育委員会事務局教職員労務課長	山下 隆幸	Tel 045-671-3227
(学校としての対応に関する事)	健康教育課長	永井 隆	Tel 045-671-3234

横浜市立学校職員の新型コロナウイルス感染について

横浜市立学校職員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

1 当該職員に関する情報

- (1) 年代：60歳代
- (2) 性別：女性
- (3) 職種：小学校職員（非常勤） ※教諭ではありません。
- (4) 居住地：横浜市
- (5) 同居家族：あり
- (6) 経過：8月4日（火）発熱（38.5℃ 発症日）。
8月5日（水）平熱。自宅療養（8月6日も同様）。
8月7日（金）発熱（37.7℃）。自宅療養。区福祉保健センターから濃厚接触者である旨の連絡及び検査指示あり。
8月8日（土）平熱。自宅療養（8月9日も同様）。
8月10日（月・祝）発熱（37.1℃）。自宅療養
8月11日（火）平熱。医療機関受診。PCR検査受検
8月12日（水）平熱。PCR検査陽性
- (7) 濃厚接触者について
区福祉保健センターによる積極的疫学調査では、学校内に濃厚接触者はいませんでした。

2 学校としての対応

発症日前2日以降の出勤がなく、学校内に濃厚接触者はいないことから、休校措置はありません。なお、学校は8月3日（月）から8月16日（日）は夏季休業期間となっており、児童の登校はありません。

3 市立学校教職員の感染状況（8月14日現在の累計）

6人目

<参考>

市職員の感染状況（8月14日現在の累計）

20名

人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

お問合せ先

(教職員に関すること)	教育委員会事務局教職員労務課担当課長	石川 達治	Tel 045-671-4059
(学校としての対応に関すること)	健康教育課長	永井 隆	Tel 045-671-3234

学校の校地管理業務委託における不適切な事務処理について

1 概要

教育委員会事務局教育施設課の職員Aが担当していた令和元年度の学校の校地管理に関する業務委託（※）について、合計29件、総額2,233万7,110円が未払いになっていました。

また、課内の契約事務を確認したところ、950件の不適切な事務処理がありました。
※校地管理業務 学校用地にかかる、防球ネットやフェンス等の補修、樹木剪定、草刈など。

2 職員Aについて

事務職（平成27年度より在課、現職位係長）（50歳代 男性）

3 判明の経緯

平成31年4月 ～令和2年3月	職員Aが、必要な決裁手続きを行わず委託業務を発注
令和2年6月8日	受託事業者B様から、令和元年度分の委託料の支払いが未払いであるとの連絡。職員Aが不在（令和2年5月下旬から現在まで休暇取得中）のため、同課職員が職員Aの保管書類を確認したところ、B様から提出されていた請求書等を発見。
令和2年6月9日	教育施設課長がB様に連絡し、至急支払い事務を進めることを伝え、謝罪。
令和2年6月9日	職員Aの保管書類の中に、B様から提出された書類以外にも事務処理が適切に行われていないと想定される書類があったため、事業者（8社）に確認し、B様を含め合計29件が未払いであることが判明。
令和2年6月9日 ～6月17日	29件以外に同様の事案がないか、職員Aが担当していた学校に確認を行った。結果、未払い案件は他にはなかった。
～6月18日	教育施設課長が全事業者（8社）に連絡し、至急支払い事務を進めることを伝え、謝罪。
7月10日	29件について支払いを完了。
～8月11日	未払いの29件を含め、教育施設課内の契約事務を確認したところ、下記5のとおり不適切な事務処理が見つかった。

4 支払い遅延の状況

(1) 支払遅延件数 29件 計2,233万7,110円（1件あたり100万円以下の契約）

※業務委託においては請求書受理から30日以内に支払うべきところ、2か月間から1年間程度遅延していました。

(2) 委託業務時期 平成31年4月から令和2年3月までに各委託業務を実施（令和元年度分）

(3) 委託業務の内訳

委託業務の種類	件数	金額（合計額）
防球ネット、フェンス等補修	12件	9,546,200円
樹木剪定・草刈・倒木処理等	12件	8,660,410円
その他	5件	4,130,500円
合計	29件	22,337,110円

5 その他の不適切な事務処理

(1) 職員Aが支払遅延を起こした29件について

職員Aが支払い遅延を起こした29件について、支払遅延とあわせて以下の不適切な事務処理を行っていたことが判明しました。

- ア 本来入札手続きにより発注するところ、分割して見積合わせにより発注したもの 4件
- イ 本来2社からそれぞれ徴収すべき見積書を1社から受領 29件

(2) 課内の不適切な事務処理

支払遅延の発覚を契機として、課内の契約事務処理について内部調査を行った結果、複数社の見積書を1社から受領した例が950件ありました。

※950件の内訳：校地係（職員Aが所属）927件、整備係18件、営繕係5件

6 原因

(1) 支払遅延

職員Aが書類を個人で保管していたため責任職によるチェックができなかったこと、担当者の事務の進捗を組織で十分に把握できていなかったことなどが原因と考えています。

なお、係内の予算執行管理のために、発注等の内容を記録する「委託台帳」を作成していますが、今回の事案は職員Aが委託台帳への記載を行っていませんでした。

(2) 分割発注

100万円を超える業務等は入札手続きを行い執行することとなっていますが、年度の途中で突発的に発生する業務について、短期間で業務を完了させるために、入札ではなく見積合わせにより発注できるよう、100万円以下に業務内容を分割していました。

(3) 複数社の見積書を1社から受領

本来であれば複数の事業者に見積書の作成を依頼すべきところ、防球ネット補修や樹木剪定等、個別の案件ごとの詳細な見積仕様書を作成することが技術的に困難なため、1事業者に現地調査と見積書の作成を依頼し、その1社から別会社の見積書も受領していました。

7 再発防止策

(1) 支払遅延

受託事業者から提出された契約書類は個人保管とせず、係内の他の職員や責任職が進捗状況を確認できるように変更します。

また、発注、支払い等の関係書類の受付を複数の職員により確認し、委託台帳への記載を徹底するとともに、委託台帳については責任職が常に確認し、事務の進捗や契約状況等を把握することで、組織としてのチェック体制を強化します。

(2) 分割発注

100万円を超える業務については、年度途中に発生するものについても入札手続きにより対応していきます。学校施設や児童生徒、市民生活の安全確保のために緊急性が高い業務については、緊急契約の手続きによるなど、早急に対応できるように検討していきます。

(3) 複数社の見積書を1社から受領

関係部署の協力も得て、同種の業務については共通の見積仕様書を作成することや、事業者からの参考見積などを活用するなどにより、複数社より見積書を徴収することを徹底し、責任職が確認できるよう記録を残していきます。

また、職員から事業者に対して他社の見積書の提出を求めないことを徹底するとともに、事業者にも適正な事務処理への協力を依頼します。

今後、ミーティング等を活用して係内の業務内容等の共有化を図り、適正な経理処理が行われているかどうかを責任職が定期的に確認します。

8 施設部長のコメント

今回、関係事業者の皆様にご迷惑をおかけし、大変申し訳なく思います。今後このようなことが起こらないよう、適正な事務処理の徹底と再発防止を図ってまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局	教育施設課長	奥村 誠	Tel 045-671-3230
	総務課長	齊藤達也	Tel 045-671-3223